

目的とされている医薬品若しくは再生医療等製品についての再評価を行おうとするとき、同法第二十三条の二の九第一項（同法第二十一条の二の十九において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは同法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第二十三条の二の九第一項の規定による動物のため使用されることが目的とされている医療機器若しくは体外診断用医薬品についての使用成績に関する評価を行おうとするとき、又は同法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第十四条第二項第三号口若しくは同法第八十三条の五第一項の農林水産省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき。

九 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第百三十九号）第二条第三項の政令（農用地の土壤に含まれることに起因して人の健康を損なうおそれがある農畜産物が生産されるおそれがある物質を定めるものに限る。）又は同法第三条第一項の政令（農用地の利用に起因して人の健康を損なうおそれがある農畜産物が生産されると認められ、又はそのおそれが著しいと認められる地域の要件を定めるものに限る。）の制定又は改廃の立案をしようとするとき。

十 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第十二条第一項の規定による委員会は、食品安全性の確保に関する法律（平成七年法律第四項第一号若しくは第三号、同条第六項又は第十九条の厚生労働省令を制定し、又は改廃しようとすると、同条第一項の規定により添加物の名称を消除しようとするとき。

十一 食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律（平成七年法律第一百一号）附則第二条の二第一項の規定により添加物の名称を消除しようとするとき。

十二 ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第五百五号）第六条第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。

十三 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第七条第一項又は第二項の厚生労働省令を制定し、又は改廃しようとすると。

十四 前各号に掲げるもののほか、政令で定めるとき。

関係各大臣は、前項ただし書の場合（関係各大臣が第十一条第一項第三号に該当すると認められた場合に限る。）においては、当該食品の安全

性の確保に関する施策の策定の後相当の期間内に、その旨を委員会に報告し、委員会の意見を聴かなければならぬ。第一項に定めるものほか、関係各大臣は、食品の安全性の確保に関する施策を策定するため必要があると認めるときは、委員会の意見を聴くことができる。

（資料の提出等の要求）
第二十五条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

（調査の委託）
第二十六条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、独立行政法人その他特別の法律により設立された法人、一般社団法人若しくは一般財団法人、事業者その他民間の団体、都道府県の試験研究機関又は学識経験を有する者に対し、必要な調査を委託することができる。

（緊急時の要請等）
第二十七条 委員会は、食品安全性の確保に関し重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、国連関係行政機関の試験研究機関に対し、食品安全影響評価に必要な調査、分析又は検査を実施すべきことを要請することができ

（委員の任命）
第二十八条 委員会は、委員七人をもつて組織する。
（組織）
第二十九条 委員は、食品安全性の確保に関する。委員のうち三人は、非常勤とする。

（委員の任期）
第三十条 委員の任期が満了し、又は欠員が生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のため優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

（会議）
第三十一条 委員会は、委員長が招集する。委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

（委員長の任命）
第三十二条 委員長は、内閣総理大臣が任命するときは、あらかじめその指名する常勤の委員が、その職務を代理する。

（委員長）
第三十三条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

（委員長）
第三十四条 委員会に委員長を置き、委員の互選によつて常勤の委員のうちからこれを定める。

（委員長）
第三十五条 委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができる。

（専門委員）
第三十六条 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（専門委員）
第三十七条 委員会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

（専門委員）
第三十八条 委員会に事務局を置く。

（専門委員）
第三十九条 この章に規定するもののほか、委員会に事務局を置く。

（専門委員）
第四十条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二十九条第一項中両議院の同意を得ることに関する部分は、公布の日から施行する。

（最初の委員の任命）
第二条 この法律の施行後最初に任命される委員会の委員の任命について、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることがで

（最初の委員の任命）
第三十三条 委員の給与は、別に法律で定める。

| | |
|--|--|
| <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 略</p> <p>二 附則第十七条の規定 薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日</p> | <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 抄 （平成二十六年五月二一日法律第三八号）</p> |
|--|--|

| | |
|--|---|
| <p>第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定 公布の日</p> <p>（处分等の効力）</p> <p>第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）に相当の規定があるものは、法律（これに基づく命令を含む。）に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手續その他の行為とみなす。（その他の経過措置の政令等への委任）</p> <p>第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。</p> | <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 抄 （平成二七年九月一八日法律第七〇号）</p> |
|--|---|

| |
|--|
| <p>六号）抄 （平成三〇年六月一三日法律第四六号）</p> |
|--|

| |
|--|
| <p>第五条 （政令への委任）</p> <p>前二条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。</p> |
|--|